

新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて  
(生活介護サービスを在宅で提供することについて)

1 在宅支援の対象者

事業所への通所ではなく在宅支援へ切り替えることについて、利用者本人及び利用者家族の同意を得られた者(グループホームや入所施設に入居している場合は、当該施設の管理者に同意を得ている者)。

2 在宅支援の実施に関する報告について

在宅支援を実施する事業所は、別紙2「臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書(生活介護)」及び別紙3「臨時的な在宅でのサービス利用者の報告(生活介護)」を提出してください。

別紙2及び別紙3の報告をもって本取扱いの適用とします。報告はEメールでもFAXでも差し支えありません。

※ 既に深谷市宛てご連絡いただき在宅支援を実施している事業所も、お手数ですが、別紙2及び別紙3のご提出をお願いいたします。

3 サービス提供についてサービス提供に係る要件については、次のとおりとします。

- ① 在宅において日常生活や生産活動等に係る支援を提供できる体制が確保されていること。また、支援内容等について日報等を作成し、事業所として支援内容等を把握すること。
- ② 在宅での支援内容等について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、計画相談支援事業所、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 利用者が生産活動等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。利用者から居宅への訪問を拒否された場合などは、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援を行うこと。また、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、速やかに計画相談支援事業所と調整すること。

⑥ 在宅支援を行う場合でも利用者負担額が発生することを利用者に説明し、同意を得ること。

#### 4 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会へ請求していただきます。

#### 5 日報等の開示について

報酬の支払いに関して提供された支援内容等を確認する必要がある場合は、日報等をご開示ください。

#### 6 その他

- ① 本取扱いについては、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。
- ② 本取扱いの対象者は、深谷市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。

#### 7 報告先について

宛先 深谷市役所福祉健康部障害福祉課

メールアドレス [syougai@city.fukaya.saitama.jp](mailto:syougai@city.fukaya.saitama.jp)

FAX 番号 048-574-6667